

「（仮称）札幌市再犯防止推進計画」案の概要（1）

資料 2

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

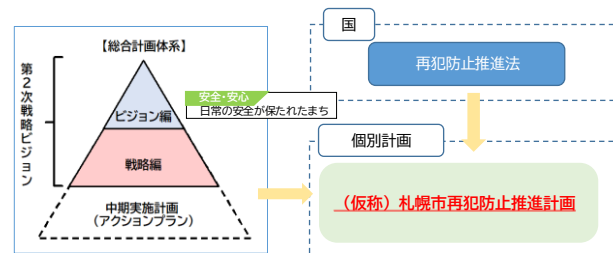
近年、全国的な刑法犯認知件数がピーク時から大きく減少している一方で、再犯者の減少は小幅にとどまり、検挙者に占める再犯者の割合は全体の約半数を占めている。
こうした状況を受けて、平成28年（2016年）12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定、施行。地方公共団体においても再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めることが努力義務とされた。
札幌市においても、犯罪や非行をした人の立ち直りを社会全体で応援し、新たな犯罪や犯罪被害者等を生まないための取組を推進するため、「（仮称）札幌市再犯防止推進計画」を策定する。

2 計画の期間

令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とする。

3 計画の位置付け

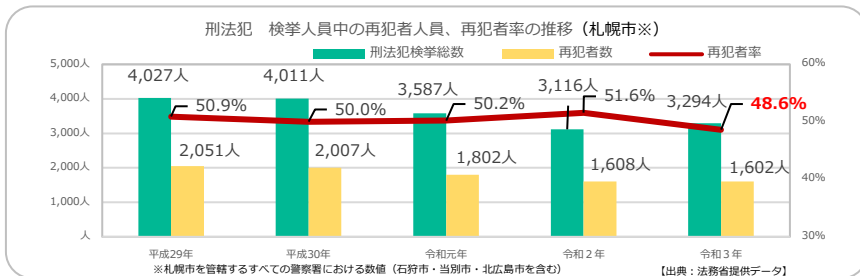
再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定する。
札幌市のまちづくりの計画体系においては、「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」の基本的な方向に沿って策定する各分野の個別計画に位置付けられる。



第2章 再犯を取り巻く状況と課題

<再犯者数・再犯者率の状況>

▶札幌市における刑法犯検挙者に占める再犯者の割合は48.6%（令和3年）と全国同様に高く、犯罪を減らすためには再犯防止の取組を推進していく必要がある。



<更生保護に関する状況>

- ・保護観察終了時に無職の人の割合（令和3年）⇒ 全国24.0%、札幌保護観察所管内35.4%
- ・刑務所出所時に帰住先のない人の割合（令和3年）⇒ 全国16.0%、北海道14.5%
- ・保護司充足率（令和4年）⇒ 全国89.0%、札幌保護観察所管内82.6%
- ・「社会を明るくする運動」への参加人数（令和3年）⇒ 札幌保護観察所管内4,987人（令和元年57,366人）

※札幌保護観察所管内（札幌市・江別市・千歳市・恵庭市・北広島市・石狩市・当別町・新篠津村）の数値

▶上記データに見る札幌市の課題

- ・不安定な就労状況
- ・出所時における適当な帰住先の確保
- ・立ち直りを支援する保護司の不足
- ・広報・啓発活動機会の減少

▶目指すべき方向性

- ・就労や住居の確保に向けた支援の充実
- ・保護司の担い手確保に向けた取組の実施
- ・更生保護に関する市民の理解を深める広報・啓発活動の実施

<再犯の防止に関する市民意識調査の状況>

▶再犯を防止するためには、犯罪や非行をした人が社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となれるよう支援が欠かせないが、札幌市が実施したインターネットアンケート（令和4年10月）では、犯罪をした人（非行のある少年を含む）の立ち直りに協力したいと思う人は、協力したいと思わない人を下回る結果となった。

▶「思わない」理由では、接し方や協力の方法がわからない・怖い・関わりたくないが多く、再犯の防止に関する理解促進・普及啓発が必要な状況にあることが明らかとなった。

犯罪をした人（非行のある少年を含む）の立ち直りに協力したいと思いますか。



<「思わない」理由（複数回答）>

- ・どのように接すればよいかわからない 35.0%
- ・協力の方法がわからない 31.3%
- ・犯罪に巻き込まれそうで怖い 29.1%
- ・犯罪をした人たちに関わりたくない 29.1%

第3章 計画の目的・基本方針・成果指標

1 計画の目的

犯罪や非行をした人たちが社会において孤立することなく、市民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となるようを支援することで再犯を防止し、犯罪のない安全で安心なまちづくりの実現に寄与することを目指す。

2 基本方針

第2章で明らかとなった札幌市の課題を踏まえ、計画の目的達成に向け、国の再犯防止推進計画との整合性を取りながら、次の5項目を基本方針とする。

- 1 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係機関等と連携協力しながら、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進する。
- 2 犯罪をした人等が、あらゆる段階で切れ目なく、必要な支援を受けられるようにする。
- 3 犯罪被害者等の心情に最大限配慮する。
- 4 犯罪及び非行の実態等を踏まえつつ、社会情勢等にに応じた効果的な施策とする。
- 5 犯罪をした人等が、広く市民の理解と協力を得ることができるよう普及啓発に取り組む。

3 重点項目

犯罪をした人等が必要とする支援は様々な分野に渡ることから、基本方針に基づき、次の7項目を重点項目として設定し、必要な施策を位置付け、着実に推進していく。

- 1 就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
- 3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組
- 4 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組
- 5 民間協力者の活動の促進等のための取組
- 6 国・民間団体等との連携強化等のための取組
- 7 広報・啓発活動の推進等のための取組

4 成果指標・参考指標

▶計画の目的の達成状況を確認するため、下表の2項目の成果指標とその目標値を設定する。

成果指標	計画策定時の数値	目標値	特に関連の深い重点項目
再犯者数（※）	令和3年 1,602人	令和9年 1,350人以下	1、2、3、4、5、6
「犯罪をした人等の立ち直りに協力したいと思う」人の割合（市民アンケート）	令和4年度 32.7%	令和10年度 50.0%以上	7

※札幌市を管轄するすべての警察署における数値（石狩市・当別市・北広島市を含む）

▶成果指標のほか、再犯防止施策の動向を多方面から把握するため、下表の参考指標を設定し、関連する重点項目の実施状況について分析を行う。

参考指標	直近の数値	関連のある重点項目
保護観察終了時に無職の人の数とその割合	令和3年 147人／35.4%	1
協力雇用主と刑務所出所者等を雇用している事業者数	令和3年 803社／29社	1、5
協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数	令和3年 37人	1、5
保護司司／保護司充足率	令和4年 1,185人／82.6%	5
「社会を明るくする運動」への参加人数	令和3年 4,987人	7

※札幌保護観察所管内（札幌市・江別市・千歳市・恵庭市・北広島市・石狩市・当別町・新篠津村）の数値

「（仮称）札幌市再犯防止推進計画」案の概要（2）

第4章 取組の内容（抜粋）

▶本計画では、再犯の防止等を目的としている取組のほか、犯罪をした人等（※）が否かにかかわらず、従前から市民に提供している各種サービスや事業等で再犯の防止等に資する取組、副次的な効果として再犯の防止等につながる取組についても推進を図る。

1 就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組	(1) 就労の確保等 - 札幌市就業サポートセンター・あいワーク - 生活困窮者自立支援制度による就労支援 - シニアワーキングさっぽろ - 障がい者元氣スキルアップ事業 など (2) 住居の確保等 - 住宅確保要配慮者居住支援 - 更生保護施設（札幌大化院・大谷染香苑）への支援
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組	(1) 福祉的支援が必要な高齢者又は障がい者等への支援等 - 地域包括支援センター、介護予防センターの総合相談 - 障がい者相談支援事業 (2) 薬物依存を有する者への支援等 - 札幌こころのセンターによる依存症相談 - 依存症専門医療機関及び関係機関との連携 など
3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組	(1) 学校等と連携した修学支援の実施等 「人間尊重の教育」の推進 - スクールカウンセラーの活用 - スクールソーシャルワーカーによる支援の充実 - 子どもに関わる相談体制の充実 - 若者の社会的自立促進（まなぶらっと） など
4 様々な困難に応じた効果的な支援の実施等のための取組	(1) 様々な困難に応じた効果的な支援の実施等 - 若者支援施設の運営 - 非行相談に係る対応 - 子どもアシストセンターによる相談支援 - 困難を抱える若年女性支援 など
5 民間協力者の活動の促進等のための取組	(1) 民間協力者の活動の促進等 - 札幌市保護司会連絡協議会への支援 - 更生保護法人札幌更生保護協会への支援 - 更生保護サポートセンターの設置支援 - 保護司の人材確保に対する支援 など

6

国・民間団体等との連携強化等のための取組

(1) 国・民間団体等との連携強化等

- ・「（仮称）札幌市再犯防止ネットワーク会議」の設置
- ・市町村、北海道、都道府県再犯防止等推進会議への参加

7

広報・啓発活動の推進等のための取組

(1) 広報・啓発活動の推進等

- ・「社会を明るくする運動」に関する広報・啓発
- ・再犯防止推進に関する広報・啓発の実施
- ・再犯防止支援策に関するホームページの開設
- ・札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰の実施

※犯罪をした人又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった人のことをいい、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院）の退所（退院）者に限定されない。捜査機関において犯罪行為を行った事実（被疑事実）が認められたものの、犯罪の軽重や情状等が考慮され、微罪処分や不起訴処分（起訴猶予）となり裁判に至らなかった人や、刑の執行を猶予された人、保護観察を終えた人なども含まれる。

第5章 計画の推進体制

▶「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」において、第3章～4に示す指標や取組の実施状況を確認しながら、計画の評価や進捗管理を行っていく。

▶庁内においても、再犯防止に関連する施策の担当部局等で構成する「札幌市再犯防止庁内推進会議」による組織横断的な計画推進に取り組む。

▶更生保護関係機関や団体等で構成する「（仮称）札幌市再犯防止ネットワーク会議」を設置し、相互の情報共有や意見交換等により連携を強化することで、地域における再犯の防止等に関する取組を協働して推進する。

<推進体制のイメージ図>

